



近運技整第141号の2

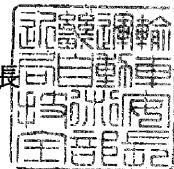
近運技保第 65号の2

近運技技第101号の2

令和元年7月17日

一般社団法人 近畿トラック協会長 殿

近畿運輸局自動車技術安全部長



事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の3ヶ月定期点検整備実施状況の  
確認・指導について

2019年度の自動車点検整備推進運動の実施にあたり、先般、「自動車点検整備推進運動の実施細則について」（令和元年7月16日付け、近運技整第140号、近運技保第64号）によりご協力を依頼したところですが、当該実施細目の中で、強化月間中の近畿運輸局の取組みとして、「前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車ユーザーに対し、事前の周知を行った上で受付時に、中間の点検（3ヶ月定期点検等）の実施状況についても確認し、必要に応じて点検・整備の確実な実施の指導等を行う。」こととしております。

つきましては、貴会からも傘下会員に対し、前検査でユーザー車検を受検する場合には、点検整備記録簿を持参・提示し、直近3ヶ月定期点検の実施状況について確認を受けることが必要になる旨の周知していただきたく、ご協力方よろしくお願ひいたします。

(掲示例)

前検査でユーザー車検を行う、事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者の皆様方へ

検査受付時における直近の3ヶ月定期点検に係る点検整備記録簿の提示のお願い

事業用自動車については、輸送のプロとして乗客の生命、顧客の財産を預かり、より高度な安全性が求められていることから、故障等による事故を防止するため、点検整備を確実に行うことが不可欠であり、また、自家用大型貨物自動車についても、事故発生時の被害の甚大さに鑑み、故障等による事故を防止するため、点検・整備を確実に行うことが必要です。

このため、近畿運輸局では、「自動車点検整備推進運動」の強化月間中（9月・10月）に、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対し、定期点検の実施状況について確認し、点検・整備を推進しています。

つきましては、自動車検査インターネット予約システムのお知らせ欄でも、お知らせしておりますが、直近の3ヶ月定期点検に係る点検整備記録簿の提示をお願いします。

ご協力方よろしくお願ひします。

国土交通省近畿運輸局△△運輸支局